

転出手続きについて

校区外への転居が決まり次第、本校に「転居すること」と「転居予定日」をお知らせください。

前もって知らせていただくことで、本校の方でも事前準備（学校諸経費等の清算、転学用の書類の準備等）をする事が出来ます。また、最終登校日等についても連絡時にご相談させていただきます。

(※ 転入予定の学校にも同様にご連絡いただくと、転入時の手続き・準備等もよりスムーズに進められます。)

大阪狭山市での転出手続きの手順

校区外への転居決定
(大阪狭山市内の転居)

決まり次第本校へ連絡

他の市区町村への転居決定

転居後 2 週間以内に

転居の 2 週間前～転居日まで

大阪狭山市役所

1 階 市民窓口グループ へ

☆「転居届」(市外の場合は、転出届)を提出する。

そのあと

3 階 大阪狭山市教育委員会 学校教育グループ へ

☆「転学通知書」の交付を受ける。

本 校 へ

☆教育委員会より交付された「転学通知書」を提出する。

☆本校より「教科書給与証明書」「在学証明書」を受け取る。

(※本校で交付された 2 点の書類は、転出先の学校へ提出ください。)

転入先学校 へ

- ・転入先の市町村役場へ転入届を提出
- ・転入先学校 へ

※ 状況によっては、手順内容が異なる場合があります。

※ 転入先で就学援助等の申請を希望される場合は、改めて手続きが必要となりますので、ご確認ください。